

公益財団法人産業教育振興中央会常勤理事退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号の規定及び公益財団法人産業教育振興中央会役員等報酬規程第8条の規定に基づき、公益財団法人産業教育振興中央会の常勤の理事が退職した場合の退職手当の支給の基準について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、常勤の理事が退職し、又は解任（第3条第1項の規定による解任を除く）された場合に、評議員会の決議により、この規程に基づき、その金額を通貨で、その者（死亡によって退職した場合は、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

3 退職手当は、常勤の役員が退職した日からできるだけ速やかに支払われなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(退職手当の支給制限)

第3条 退職手当は、常勤の理事が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第176条第1項第1号及び定款第25条第1号の規定により、解任された場合には、支給しない。

2 常勤の理事が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。

3 前項の規定は、退職した常勤の理事に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第1項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の返納)

第4条 退職した常勤の理事に対し退職手当を支給したあとにおいて、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(退職手当の算定基準)

第5条 退職手当の額は、退職又は解任された日におけるその者の本給に在職月数

を乗じた額を12で除した額とする。

- 2 前項の規定による退職手当の額は、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第6条 在職期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第7条 常勤の理事が、任期満了の日又はその翌日において再び常勤の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(遺族の範囲及び支給順位)

第8条 常勤の理事が死亡したときは、退職手当は、当該役員の死亡当時その者と生計をともにしていた遺族に支給する。

- 2 前項の遺族の範囲及び支給順位は、公益財団法人産業教育振興中央会職員退職手当支給規程に準ずるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人産業教育振興中央会の設立の登記のあった日(平成24年4月1日)から施行する。